

第7期旭川市障がい福祉計画・第3期旭川市障がい児福祉計画（素案）に対する意見提出  
手続（パブリックコメント）結果について

第7期旭川市障がい福祉計画・第3期旭川市障がい児福祉計画を策定するに当たり、計画  
素案について市民に意見を求めた。

- 1 意見の提出期間 令和5年12月22日（金）～令和6年1月26日（金）
- 2 市民への周知方法 広報誌12月号とホームページに掲載
- 3 配布場所（24箇所）  
障害福祉課，市政情報コーナー，各支所（出張所及び東部まちづくりセンターを含む），  
各公民館（分館を除く），旭川市障害者福祉センター
- 4 意見提出者数 個人：6 団体：0

意見提出者の区分	意見提出者数
1 市内に住所がある方	6
2 市内に事務所・事業所がある個人・法人・その他の団体	0
合計	6

- 5 意見数 延べ意見数：16件

	意見の内容	意見数
1	【支援員の増加施策について】 概要：障害福祉サービス事業所等において支援員が不足しているため，報酬の見直し，職場の環境作り等の取組を進めるべき。	4
2	【相談支援事業について】 概要：相談支援事業所が少なく，計画相談支援を利用できていない方が多いため，問題解消に取り組むべき。	4
3	【移動支援事業について】 概要：移動支援事業が思うように使えない状況にあるため，改善を図るべき。	2
4	【保育所等訪問支援について】 概要：保育所等訪問支援の利用が低調なため，もっと周知に努めるべき。	2
5	【その他】 概要：計画に記載している内容とほぼ同様の記載や，災害時の備え，インクルージョン保育及び愛育センターに関する事。	4
	合計	16

- 6 計画への反映について  
提出のあった意見を踏まえ，附属機関における審議を経た上で，計画を策定した。